

今回のテーマ： 2019年度税制改正大綱 ～法人課税関連～

2019年度税制改正大綱が閣議決定されました。法人税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

制 度	改 正 内 容			
防災・減災設備への投資に係る特別償却制度の創設	青色申告書を提出する中小企業者のうち、中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画等（仮称）の認定を受けたものが、特定事業継続力強化設備等の取得等をし、事業の用に供した場合には、つぎの税制措置が受けられます。			
	特 定 事 業 継 続 力 強 化 設 備	中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等（仮称）として認定事業継続力強化計画等（仮称）に記載された減価償却資産のうち、つぎの資産 ① 機械装置・・・1台の取得価額 100 万円以上 ② 器具備品・・・1台の取得価額 30 万円以上 ③ 建物附属設備・・・一の取得価額 60 万円以上		
	税 制 措 置	取得価額の 20%を特別償却		
	適 用 時 期	中小企業等経営強化法の改正法の施行日から 2021 年 3 月 31 日まで		
中小企業向けの設備投資促進税制の延長	つぎの中小企業向け設備投資促進税制の適用期限が 2021 年 3 月 31 日まで延長されます。			
		中小企業投資促進税制	中小企業経営力強化税制	商業・サービス業活性化税制
	特 別 償 却	取得価額×30%	即時償却	取得価額×30%
	特 別 控 除	取得価額×7%	取得価額×7または 10%	取得価額×7%
適用要件の見直し	なし	対象設備の範囲の明確化および適正化を予定	認定経営革新等支援機関等による確認事項を追加	
仮想通貨における課税関係の整備	仮想通貨の評価方法等について、時価法を導入する等の措置が講じられます。			
	期 末 評 価	（活発な市場が存在する場合）時価評価により評価損益を計上		
	譲渡損益の計上時期	譲渡（通貨変更を含む）に係る契約をした日の属する事業年度		
	譲渡原価の算出方法	移動平均法による原価法（法定算出方法）または総平均法による原価法		
	みなし決済	未決済の信用取引等は、期末に決済したものとみなして損益相当額を計上		
適 用 時 期	2019 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（2019 年 4 月 1 日前に開始し、同日以後に終了する事業年度において、会計上時価評価していない場合には、上記を適用しないことができる経過措置が講じられます）			

お見逃しなく！

法人事業税の所得割額および収入割額を課税標準とする特別法人事業税（仮称）が創設され、2019年10月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

特別法人事業税の創設により、法人事業税の所得割および収入割については、税率を引き下げる措置が講じられます。